

ドイツの食料確保準備法

—緊急事態における食料の安定供給に関する法律の刷新—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
憲法課 山岡 規雄

目次

はじめに

I 法制定までの経緯

- 1 食料確保法及び食料準備法並びにこれらの法律に基づく法規命令
- 2 2つの法律をめぐる改革の動き

II 食料確保準備法の概要

- 1 全体の構成
- 2 供給危機の定義
- 3 供給危機において基本供給を確保するための措置
- 4 供給危機に対する準備措置
- 5 供給危機に対応するための情報の収集
- 6 補償

おわりに

翻訳：供給危機における食料の基本供給の確保及び供給危機に対する準備措置に関する法律
(食料確保準備法)

キーワード：緊急事態、食料、食品、防衛・安全保障、災害、ドイツ

要 旨

2017年3月にドイツで制定された食料確保準備法は、軍事的な緊急事態における食料の安定供給を目的として1965年に制定された食料確保法と、非軍事的な緊急事態における食料の安定供給を目的として1990年に制定された食料準備法を一本化したものである。

ただし、既存の法律を単に一本化しただけではなく、冷戦時のように戦争の危機が常時想定されるわけではない現代において、危機の発生の蓋然性に比例したコストで実現可能な危機対策を講じることを新たな基本構想として内容が整備されている。

本稿では、この新法が制定されるまでの経緯及び新法の概要を簡潔に紹介し、末尾に全訳を付す。

はじめに

2017年3月に、ドイツにおいて、緊急事態発生時における食料の安定供給を確保するための法律として、食料確保準備法⁽¹⁾が制定された。それまでも、軍事的な緊急事態に対応する法律として食料確保法⁽²⁾、自然災害など非軍事的な緊急事態に対応する法律として食料準備法⁽³⁾が制定されていたが、今回の立法で、緊急事態発生の原因が軍事的であるか否かにかかわらず、食料の安定供給のための統一的な法的根拠が設けられることとなった。

本稿では、この新法が制定されるまでの経緯及び新法の概要を簡潔に紹介する。

I 法制定までの経緯

1 食料確保法及び食料準備法並びにこれらの法律に基づく法規命令

(1) 食料確保法の制定

1949年に制定されたドイツの憲法（制定当初は西ドイツの憲法）に当たるドイツ連邦共和国基本法（以下「基本法」という。）は、ワイマール憲法第48条の緊急事態条項の濫用⁽⁴⁾の苦い経験から、当初、本格的な緊急事態条項を欠く憲法として制定された。しかし、その後、東西冷戦の下、緊急事態条項の必要性が次第に意識されるようになり、1960年から当該条項を基本法

* 本稿の注に掲げるインターネット情報は、2020年3月27日現在のものである。

(1) Gesetz über die Sicherstellung der Grundversorgung mit Lebensmitteln in einer Versorgungskrise und Maßnahmen zur Vorsorge für eine Versorgungskrise (Ernährungssicherstellungs- und vorsorgegesetz - ESVG) vom 4. April 2017 (BGBl. I S. 772) <<https://www.gesetze-im-internet.de/esvg/BJNR077210017.html>>

(2) Gesetz über die Sicherstellung der Versorgung mit Erzeugnissen der Ernährungs- und Landwirtschaft sowie der Forst- und Holzwirtschaft (Ernährungssicherstellungsgesetz) vom 24. August 1965 (BGBl. I 1965 S. 938).

(3) Ernährungsvorsorgegesetz (EVG) vom 20. August 1990 (BGBl. I S. 1766).

(4) ワイマール憲法第48条第2項は、大統領に対し、公共の安全と秩序を回復するために必要な措置をとる権限を認めていた。この規定に基づき、様々な緊急命令が発せられたが、中でも、ナチスによる共産主義者等に対する弾圧に利用された「国民及び国家の保護のための1933年2月28日の大統領命令」が濫用の例としてしばしば挙げられる。飯島滋明「ヒトラー・ナチス政権下における「非常事態権限」（ヴァイマール憲法48条）と「国民投票」」『名古屋学院大学論集 社会科学篇』53巻2号、2016、pp.43-64.

に挿入する改正案が連邦議会（下院）に提出されるようになったが、基本法改正に必要な3分の2の賛成が得られず、緊急事態条項の整備は容易には実現しなかった。そのため、当時の政権与党であったキリスト教民主／社会同盟及び自由民主党は、まず通常法律で緊急事態対応の法的措置を整備する方針をとることとした。こうして一連の緊急事態対応の法律が1965年に制定された。その1つが食料確保法であった。

当初、食料確保法は、軍事的な緊急事態に限定して制定されたものではなく、その第3条では、国防以外の目的についても食料の安定供給のための法規命令⁽⁵⁾を發布することができることと規定されていた。

1968年には基本法に緊急事態条項を挿入する改正が実現し、食料確保法についても基本法の緊急事態条項との関係を明確化するための改正が行われた。

(2) 食料準備法の制定

1986年のチェルノブイリ原発事故は、ドイツに対し、原子力災害時における食料の安定供給の必要性を認識させた。前記のとおり、食料確保法は、軍事的な緊急事態に限定した法律ではなかったものの、次のような問題点があった。第一に、同法には連邦と州に食料供給のための措置を講ずることを義務付ける規定がなかった。第二に、連合国がドイツに対して保有していたベルリンに関する留保権の関係上⁽⁶⁾、食料確保法は、第3条を含め、ベルリンに適用することができなかった⁽⁷⁾。このため、非軍事的な緊急事態において全国の食料の安定供給を確保するには、新たな法律の制定が必要とされていたのである。こうした背景から、1990年に、食料確保法の第3条が削除されるとともに、食料準備法が制定された。

(3) 法律に基づく法規命令

(i) 食料統制令

1979年には、食料確保法に基づき、食料統制令⁽⁸⁾が制定された。この法規命令は、軍事的な緊急事態における重要な食料及び農産品⁽⁹⁾の配給について定めるものであった。これに対し、非軍事的な緊急事態における食料統制の法的根拠となる法規命令は制定されることがなかった⁽¹⁰⁾。

(ii) 食料事業者報告令

2006年には、食料確保法及び食料準備法に基づき、食料事業者報告令⁽¹¹⁾が制定された。この法規命令は、主要な食品企業に対し、4年ごとに、食品の生産能力及び保管能力、従業員数等の

(5) 法規命令 (Rechtsverordnung) とは、一般国民に対し義務付けを行う命令である。山田晟『ドイツ法概論 I 第3版』有斐閣、1985、p.94.

(6) Bundesrechnungshof, *Bericht an den Haushaltsausschuss des Deutschen Bundestages nach §88 Abs.2 BHO über die Prüfung der Ernährungsnotfallvorsorge*, 2012.3.12, S.6. Bundesrechnungshof website <<https://www.bundesrechnungshof.de/de/veroeffentlichungen/produkte/beratungsberichte/langfassungen/langfassungen-2012/2012-bericht-pruefung-der-ernaehrungsnotfallvorsorge>> 連合国はベルリンを防衛する権限を有していた。Georg-Magnus Freiherr von Welck, *Ernaehrungssicherstellungsgesetz: Kommentar*, Berlin: Vahlen, 1966, S.390.

(7) Forschungszentrum Katastrophenrecht, *Gutachten "Legislativer Änderungsbedarf in der Ernährungsnotfallvorsorge"*, Berlin: Humboldt-Universität zu Berlin, 2014.3.31, S.3-4; 四方康行「ドイツの食料安全保障政策」『農林統計調査』49巻1号, 1999.1, p.24.

(8) Ernährungsbewirtschaftungsverordnung (EBewiV) vom 10. Januar 1979.

(9) 穀類、豆類など統制される製品については、食料統制令の附則に12項目が挙げられている。

(10) Bundesrechnungshof, *op.cit.*(6), S.8.

(11) Ernährungswirtschaftsmeldeverordnung (EWMV) vom 10. Oktober 2006.

報告を義務付けるものであった。しかし、この義務の履行は、多くの企業にとって大きな負担となった。こうした点を踏まえ、連邦政府は、報告義務の対象となる企業の範囲を何度も縮小し、報告の書式を簡略化するといった措置を講じた⁽¹²⁾。

2 2つの法律をめぐる改革の動き

(1) 連邦省の取組

軍事的及び非軍事的という緊急事態の類型ごとに法律が分かれており、非軍事的な緊急事態については、食料統制に関する命令が制定されていないといった問題点は、連邦食料農業林業省も認識しており、1999年に「食料緊急事態のための準備の組織化 (Organisation der Ernährungsnotfallvorsorge)」と題する研究計画を策定し、法的分野における課題等の洗い出しをするなど様々な改革の動きも見られた。しかし、いずれの改革の動きも具体的な法改正には結びつかず、この問題は長らく未解決のままとなっていた⁽¹³⁾。

(2) 連邦会計検査院の報告書

こうした中、2012年3月に連邦会計検査院が連邦議会の予算委員会に対して提出した報告書⁽¹⁴⁾が新法制定の直接的な契機となった。

連邦会計検査院の報告書は、食料危機に関する全体構想の欠如⁽¹⁵⁾、食料備蓄計画の問題点⁽¹⁶⁾など法的な観点以外についても現状の食料危機対策の課題を指摘したほか、法的な問題としては、①現行法の全体像が不明確であること、②統一的な法が存在しないこと、③非軍事的な緊急事態において食料統制を実施するための法的根拠がないこと、④食料事業者報告令の作業負担が過大となっていることを指摘した。

(3) 連邦政府による法律案の作成

こうした指摘に応え、2016年、連邦政府は、食料確保法と食料準備法を一本化し、全ての緊急事態における食料の安定供給のための新たな法律案を作成した。その際、単に既存の法律を一本化するだけでなく、冷戦時のように戦争の危機が常時想定されるわけではない現代において、危機の発生の蓋然性に比例したコストで実現可能な危機対策を講じることを新たな基本構想として内容を整備した⁽¹⁷⁾。

これに伴い、報告義務の負担が問題となっていた食料事業者報告令も廃止されることとなり、緊急事態下における食料の安定供給に必要なデータ収集については、既存の他のデータを活用して対応することとなった(Ⅱ5参照)。

また、配給品の購入切符などの資格証明書 (Berechtigungsnachweis) に基づいて食料を公権力が統制する仕組みは柔軟性に欠けるとの判断から、こうした仕組みを規定する食料統制令も廃止されることとなった⁽¹⁸⁾。

(12) Bundesrechnungshof, *op.cit.*(6), S.7.

(13) *ibid.*, S.8-10.

(14) *ibid.*

(15) *ibid.*, S.12.

(16) *ibid.*, S.22.

(17) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 18/10943, S.1, 17. Deutscher Bundestag website <<https://dipbt.bundestag.de/dip21/btd/18/109/1810943.pdf>>

(18) *ibid.*, S.31.

(4) 連邦議会における審議

連邦政府の法律案は、2017年1月23日に連邦議会に提出され、1月26日、連邦議会本会議は、食料農業委員会に法律案を付託した。

食料農業委員会は、2017年2月15日付けの審査報告書で、連邦政府案を無修正で可決することを本会議に勧告した。同報告書に対する賛否の状況は、次のとおりである。食料危機の準備に関する規定を現代化し、行政コストを削減するものとして、この法律案を歓迎するキリスト教民主／社会同盟及び社会民主党の与党会派のほか、同盟90／緑の党の会派が賛成の立場を表明した。これに対し、左派党の会派は、食料の低温流通や調理等を確保するエネルギー供給に対するサイバー攻撃の可能性を低く見積もっているのではないかと、各家庭における備蓄について、世帯の3分の1が借金を抱えていることを考慮していない⁽¹⁹⁾、といった理由から、慎重審議を求め、反対の立場を表明した。

2017年2月17日に連邦議会本会議で最終表決が行われ、キリスト教民主／社会同盟及び社会民主党の与党会派のほか同盟90／緑の党の賛成により法律案が可決された。左派党は棄権した。

その後、法律案は連邦参議院（上院）に送付され、2017年3月10日、連邦参議院は法律案を可決し、食料確保準備法が成立した。

II 食料確保準備法の概要

1 全体の構成

食料確保準備法は、全20条から成り、第1節が「総則」、第2節が「供給危機において基本供給を確保するための規則」（供給危機が生じた場合に講ずる措置に関する規定）、第3節が「供給危機に対する準備措置」（供給危機に備え事前に講ずる措置に関する規定）、第4節が「法律の実施」（食品事業者の情報提供義務や公用収用の際の補償等に関する規定）、第5節が「罰則及び過料規定」について定めている。

2 供給危機の定義

第1条第1項において、供給危機が定義され、①「基本法第80a条に規定する緊迫事態⁽²⁰⁾又は基本法第115a条に規定する防衛事態⁽²¹⁾」又は「自然災害、特に重大な事故、妨害行為、経済危機その他同様の事象の結果」により「生存に必要な食料需要の充足が、連邦領域の相当な地域で、」「深刻な危機にあること」、②この危機が、市場への公権力の介入なしでは、是正することができないことという2つの要件を満たすと連邦政府が認定したとき、供給危機にあるとさ

(19) 本会議におけるカーリン・ビンダー（Karin Binder）議員（左派党）の発言によれば、連邦食料農業省の推奨に従って各家庭で備蓄を用意すると300ユーロから400ユーロの負担になるという。Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll*, 18/218, 2017.2.16, S.21926. Deutscher Bundestag website <<http://dipbt.bundestag.de/doc/btp/18/18218.pdf>> 1ユーロは、約119.9円（令和2年4月分報告省令レート）。

(20) 基本法第80a条は「緊迫事態」の認定のための要件等を定めているが、同条には「緊迫事態」がいかなる事態であるかに関する定義がない。学説では、防衛事態とほぼ同一とする見解や防衛事態に発展する可能性が高く、防衛のための準備体制の即時の整備を必要とさせるような外交上の危機状況と解する見解がある。山岡規雄「ドイツ連邦共和国基本法における緊急事態条項」『レファレンス』786号、2016.7, p.65. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10126911_po_078603.pdf?contentNo=1>

(21) 基本法第115a条によれば、連邦の領域が武力によって攻撃される場合又はそのような攻撃が直前に差し迫っている場合を「防衛事態」という。

れる。①のように、軍事的な緊急事態及び非軍事的な緊急事態の双方が対象となっていることが条文上明らかにされている。

3 供給危機において基本供給を確保するための措置

(1) 連邦食料農業省による法規命令の発布

第4条第1項は、供給危機における基本供給（Grundversorgung）の確保のための連邦食料農業省による法規命令の発布について規定している。第2条第1項の定義規定によると、基本供給とは、「供給危機の場合における住民の生存に必要な食料需要の充足」とされている。第4条第1項によると、供給危機において基本供給を確保するために必要な限りにおいて、連邦食料農業省は、①産品⁽²²⁾の製造、処理及び流通、②産品の入手、収集、分配及び支給並びにこれらの制限又は禁止、③産品の価格等の決定、④産品の製造、処理又は流通のための機械等の利用、⑤産品の確保、⑥食品事業者又は食品事業者の個々の事業所の維持、転換、開業又は閉鎖、⑦食品事業者による産品の備蓄、⑧これらの経済活動（⑤は含まない。）に関する会計、証明及び報告の義務の8項目に関する規則を法規命令により定めることができる。

これらの法規命令は、原則として連邦参議院の同意を必要とするが（第4条第4項）、別段の定めがあるとき又は効力が6か月を超えないときは連邦参議院の同意を必要としない（同条第4項及び第5項）。

(2) 所管官庁による暫定措置

第4条に規定する連邦食料農業省の法規命令の発布にはある程度の時間を要するため、第6条第1項では、供給危機の際、当該法規命令の発布前に、所管官庁が基本供給の確保のため、緊急対応としてとることができる措置が列挙されている⁽²³⁾。おおよそ(1)で①、②、④、⑤及び⑥として掲げた措置であるが、②の産品の入手、収集及び支給の規制等については、更に踏み込んで公的機関自身が産品の分配に携わることも許容している⁽²⁴⁾。ただし、これらの措置は、とり得る措置のうち、「個人及び公衆への侵害が最も少ないと見込まれる」ものでなければならず、「措置が得ようとした成果とは明らかに比例しない不利益をもたらしてはならない」とされる（同条第2項）。

4 供給危機に対する準備措置

(1) 連邦食料農業省による法規命令の発布

第11条第1項では、供給危機に対する準備に必要な範囲内で、連邦食料農業省は、食品事業者の報告及び情報提供の義務に関する法規命令を発布することができることが規定されている。当該法規命令には、連邦参議院の同意を必要とする。

(2) 連邦政府による法規命令の発布

第11条第2項によると、供給危機に対する準備に必要な範囲内で、連邦政府は、①食品事業

(22) 食料確保準備法では、「産品（Erzeugnisse）」とは、2002年1月28日の欧州議会及び欧州理事会規則（EC）No.178/2002にいう食料及び飼料、種子取引法（Saatgutverkehrsgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 16. Juli 2004（BGBl. I S. 1673））にいう種子及び繁殖材料等を指す用語として使用されている。

(23) Deutscher Bundestag, *op.cit.*(17), S.24.

(24) *ibid.*, S.25.

者による備蓄、②食品事業者による製品の統制された支給の確保に関する措置、③製品の製造、処理又は流通のための機械等の保管及び利用について法規命令を発布することができることとされている。①に関する法規命令では、食品事業者に不当な負担がかからないように、財政的な援助を定めなければならない。②に関する法規命令では、各消費者への製品の支給限度量についても定めることができる。

これらの法規命令には、連邦参議院の同意を必要とする。連邦政府は、これらの法規命令の発布に関する権限を連邦食料農業省に委任することができる（第 11 条第 3 項）。

5 供給危機に対応するための情報の収集

第 12 条第 1 項は、連邦及び州の所管官庁が、供給危機において食料確保準備法及び同法に基づいて発布される法規命令の確実な実施を可能にするための事前措置を講ずることを規定している。この事前措置の実施に必要な範囲内で、①食品・日用品・飼料法典、②動物衛生法、③市場規制商品の届出に関する法律、④統合行政監督システムデータ法、⑤これらの法律に基づいて発布される法規命令に基づいて収集・処理されたデータは、所管の官庁に転送しなければならない（第 13 条第 1 項）。これは、食品事業者報告令の廃止に伴い、既存のデータを活用する意味で設けられた規定である⁽²⁵⁾。ただし、これらのデータを補完するための情報を収集する余地を残すため、食品事業者がその他の情報（特に食品事業者の在庫データ及び生産データ）を提供する義務に関する規定（第 15 条第 1 項）も設けられている⁽²⁶⁾。

6 補償

(1) 公用収用に対する補償

食料確保準備法に基づいて発布された法規命令又は同法若しくは当該法規命令に基づいて講じられた措置によって、公用収用が行われた場合には、これに対する補償は金銭で行うものと規定されている（第 16 条第 1 項）。その他、第 16 条は、補償額の決定方法（第 2 項）、補償を行うべき主体（第 3 項から第 5 項まで）、補償に関する細則を連邦参議院の同意を要する法規命令により定める連邦政府の権限（第 6 項）について定めている。

(2) その他の財産上の不利益に対する補償

第 17 条は、食料確保準備法に基づいて発布された法規命令又は当該法規命令に基づいて講じられた措置によって、第 16 条の公用収用に関する規定によっては補償されない財産上の不利益を被った者が経済的存立を脅かされている場合等における補償について規定している。

おわりに

前記のとおり、新法は、現代における危機の発生の一蓋然性に比例したコストで実現可能な危機対策という基本構想の下に制定された。法律案の提案理由書によれば、新法の制定に伴い、連邦予算については 900 万ユーロの削減につながり（食料統制令の廃止に伴い、同令に基づく

(25) *ibid.*, S.29.

(26) *ibid.*

資格証明書の作成費用が削減される。)、州行政については年間約 140 万ユーロのコストの削減が見込まれ、社会経済的には 30 万ユーロのコストの削減が見込まれるとされている(これらのうちの多くは、食品事業者報告令に基づく報告義務の廃止に伴うコスト削減である。)⁽²⁷⁾。連邦議会における法律案の審議の際の与党議員の発言を借りれば、新法の眼目は、「官僚主義 (Bürokratie) の克服」⁽²⁸⁾や既存の制度の「現代化 (Modernisierung)」、「簡素化 (Vereinfachung)」⁽²⁹⁾にあったということができる。

(やまおか のりお)

(27) *ibid.*, S.19-20.

(28) カタリーナ・ラントグラフ (Katharina Landgraf) 議員 (キリスト教民主/社会同盟) の発言。Deutscher Bundestag, *op.cit.*(19), S.21924.

(29) カローラ・シュタウヘ (Carola Stauche) 議員 (キリスト教民主/社会同盟) の発言。 *ibid.*, S.21925.

供給危機における食料の基本供給の確保及び 供給危機に対する準備措置に関する法律（食料確保準備法）

2017年4月4日の法律（連邦法律公報第I部772頁）

Gesetz über die Sicherstellung der Grundversorgung mit Lebensmitteln in einer
Versorgungskrise und Maßnahmen zur Vorsorge für eine Versorgungskrise
(Ernährungssicherstellungs- und -vorsorgegesetz - ESVG) vom 4. April 2017
(BGBl. I S. 772)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 海外立法情報調査室主任 泉 眞樹子訳
調査及び立法考査局ドイツ法研究会訳*

【目次】

第1節 総則

- 第1条 供給危機
- 第2条 定義
- 第3条 法律の実施

第2節 供給危機において基本供給を確保するための規則

- 第4条 基本供給を確保するための法規命令の発布に関する授權
- 第5条 個別的指示
- 第6条 基本供給を暫定的に確保するための命令権
- 第7条 異議審査請求及び取消訴訟に関する執行停止の効力の否定
- 第8条 援助サービス
- 第9条 官庁間のデータ転送
- 第10条 法規命令及び措置の廃止

第3節 供給危機に対する準備措置

- 第11条 供給危機に対する準備のための法規命令の発布に関する授權
- 第12条 執行の事前措置、連邦と州との間の連携
- 第13条 官庁間のデータ転送
- 第14条 自己防衛

第4節 法律の実施

- 第15条 食品事業者の情報提供義務、監督権限
- 第16条 補償、法規命令の発布に関する授權
- 第17条 財産上の不利益における被害補償、法規命令の発布に関する授權
- 第18条 送達

* この翻訳は、Gesetz über die Sicherstellung der Grundversorgung mit Lebensmitteln in einer Versorgungskrise und Maßnahmen zur Vorsorge für eine Versorgungskrise (Ernährungssicherstellungs- und -vorsorgegesetz - ESVG) vom 4. April 2017 (BGBl. I S. 772) <<https://www.gesetze-im-internet.de/esvg/BJNR077210017.html>> を訳出したもので、ドイツ法研究会の2018年10月から2019年11月までの活動の成果である。当会の構成メンバー（当時）は、泉眞樹子、渡辺富久子、山岡規雄、藤原佑記、藤戸敬貴、大湖彬史、針谷晃平、飯田晃子、瀬古雄祐、鈴木良典、神足祐太郎、千田和明、宍戸真梨、藤田順、堀内雄斗、山本真生子、栗原稜である。訳文中 [] は訳者が原語又は訳文を補記したものである。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年3月27日である。

第5節 罰則及び過料規定

第19条 過料規定

第20条 罰則

第1節 総則

第1条 供給危機

- (1) 供給危機とは、連邦政府が、次に掲げる要件のいずれをも満たすと認定したときをいう。
1. 生存に必要な食料需要⁽¹⁾の充足が、連邦領域の相当な地域⁽²⁾で、次に掲げるいずれかの事態により、深刻な危機にあること。
 - a) 基本法第80a条に規定する緊迫事態又は基本法第115a条に規定する防衛事態⁽³⁾
 - b) 自然災害、特に重大な事故、妨害行為、経済危機その他同様の事象の結果
 2. この危機が、市場への高権的⁽⁴⁾介入なしでは、是正することができず、適時に是正することができず、又は不均衡な手段によらなければ是正することができないこと⁽⁵⁾。
- (2) 連邦政府は、その認定の要件がもはや満たされなくなった場合、供給危機の終結を遅滞なく宣言しなければならない。

第2条 定義

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 基本供給：供給危機の場合における住民の生存に必要な食料需要の充足
2. 産品：次に掲げるもの
 - a) 規則（EC）No.596/2009（2009年7月18日付け官報L188号14ページ）によって最終改正された、食品法の一般原則及び要件を定め、欧州食品安全機関を設置し、並びに食品安全に関する諸手続を定めるための2002年1月28日の欧州議会及び欧州理事会規則（EC）No.178/2002（2002年2月1日付け官報L31号1ページ）⁽⁶⁾第2条⁽⁷⁾にいう食料

(1) 「生存に必要な食料需要」(lebensnotwendige Bedarf an Lebensmitteln)とは、人間が必要とする最少エネルギー量及び栄養所要量を確保し、住民の生存を維持するために必要な量で、実態としてはパン、ジャガイモ、ミルク、脂肪及び糖分並びにビタミン摂取のための果物及び野菜といった、基本的な食品で充足されるものである。Deutscher Bundestag, Drucksache, 18/10943(Gesetzesentwurf), 23.01.2017, S.21. <<http://dipbt.bundestag.de/dip21/btd/18/109/1810943.pdf>>

(2) 「連邦領域の相当な地域」(in wesentlichen Teilen des Bundesgebietes)については、原則として、少なくとも2つの州が危機に陥っていることが必要である。ibid.

(3) 「防衛事態」(Verteidigungsfall)とは、連邦の領域が武力によって攻撃される場合又はそのような攻撃が直前に差し迫っている場合をいう(基本法第115a条)。「緊迫事態」(Spannungsfall)については、基本法上、同事態の認定等に関する規定はあるものの、いかなる事態であるかを定義した規定は存在しない。学説では、防衛事態とほぼ同一とする見解や防衛事態に発展する可能性が高く、防衛のための準備体制の即時の整備を必要とさせるような外交上の危機状況と解する見解がある。山岡規雄「ドイツ連邦共和国基本法における緊急事態条項」『レファレンス』786号, 2016.7, pp.64-65. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10126911_po_078603.pdf?contentNo=1>

(4) 「高権」(Hoheitsrecht)又は「高権的権力」(Hoheitsgewalt)とは、国家がその任務遂行のために保有する、個人又は公衆に対して一方的に拘束性のある規制及び命令を行う権限である。近代国家においては権力分立の原則に従い、異なる国家机关に分配される。„Hoheitsrechte (Hoheitsgewalt).“ Bundeszentrale für politische Bildung website <<http://www.bpb.de/nachschlagen/lexika/recht-a-z/22380/hoheitsrechte>>

(5) いわゆる「市場の失敗」(sog. Marktversagen)の状態にあること。Deutscher Bundestag, op.cit.(1)

(6) REGULATION (EC) No 178/2002 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 28 January 2002 laying down the general principles and requirements of food law, establishing the European Food Safety Authority and laying down procedures in matters of food safety, OJ L31, 2002.2.1, pp.1-24. <<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2002/178/oj>> EUの食品安全法制については、樋口修「EUの食品安全法制—輸入食品規制を中心として—」『レファレンス』693号, 2008.10, pp.51-71. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999642_po_069303.pdf?contentNo=1> を参照。

- b) 食料の生産に資する生体の動物及び有精卵
 - c) 規則（EC）No.178/2002 第 3 条第 4 号にいう飼料
 - d) 食料又は飼料の生産に資する収穫前の植物
 - e) 種子取引法⁽⁸⁾ 第 2 条第 1 項第 1 号⁽⁹⁾にいう種子
 - f) 種子取引法第 2 条第 1 項第 1a 号⁽¹⁰⁾にいう繁殖材料
3. 製造：食品・日用品・飼料法典⁽¹¹⁾ 第 3 条第 2 号⁽¹²⁾にいう製造
 4. 処理：食品・日用品・飼料法典第 3 条第 3 号⁽¹³⁾にいう処理
 5. 流通：規則（EC）No.178/2002 第 3 条第 8 号⁽¹⁴⁾にいう流通
 6. 食品事業者：営利を目的とするか否かにかかわらず、製品の生産、加工又は販売に関連する事業を行う事業者
 7. 連邦省：連邦食料農業省
 8. 連邦庁：連邦農業食料庁

第 3 条 法律の実施

- (1) この法律及びこの法律に基づいて発布される法規命令は、州により、[州] 固有の事務として実施される。[法律及び法規命令の] 規定が防衛の目的に資する限りにおいて、当該規定は、連邦の委託を受けて実施される。
- (2) この法律及びこの法律に基づいて発布される法規命令の実施の事務分掌は、州法に従う。
- (3) 第 4 条及び第 11 条に規定する法規命令は、中央で遂行すべき任務を連邦庁が遂行する旨を定めることができる。その他、連邦庁は、他の機関の所管に属すると法律で定められていない限り、自らの活動分野における連邦の任務であって、連邦省によりその遂行を委託されたものを遂行する。
- (4) 民間の補助組織は、補助の用意があると所管官庁に対し表明していた限りにおいて、供給危機の場合に所管官庁を支援する。所管官庁が命じた出動の際には、民間の補助組織は、行

(7) 規則（EC）No.178/2002 第 2 条は、「食料」（food）（Lebensmittel）を、人間の食用とする、又は食用になると予期される、あらゆる素材又は製造品と定義している。REGULATION (EC) No 178/2002, *ibid.*, p.7.

(8) Saatgutverkehrsgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 16. Juli 2004 (BGBl. I S. 1673). <https://www.gesetze-im-internet.de/saatverkg_1985/BJNR016330985.html>

(9) 種子取引法第 2 条第 1 項第 1 号は、「種子」（Saatgut）を、植物生産のための種子（果実及び観賞用植物の種子を除く。）並びにじゃがいも及びぶどうの繁殖体と定義している。 *ibid.*

(10) 種子取引法第 2 条第 1 項第 1a 号は、「繁殖材料」（Vermehrungsmaterial）を、野菜、果実又は観賞用植物の植物体の全部又は一部であって、交配用のもの等と定義している。 *ibid.*

(11) Lebensmittel-, Bedarfsgegenstände- und Futtermittelgesetzbuch (Lebensmittel- und Futtermittelgesetzbuch - LFGB) in der Fassung der Bekanntmachung vom 3. Juni 2013 (BGBl. I S. 1426). <<https://www.gesetze-im-internet.de/lfgb/BJNR261810005.html>> 食品、飼料、化粧品及び日用品に関し、人間の健康被害を予防・回避することを目的とした消費者保護のための法律。

(12) 食品・日用品・飼料法典第 3 条第 2 号は、「製造」（Herstellen）を、屠殺（とさつ）、加工、洗浄等と定義している。 *ibid.*

(13) 食品・日用品・飼料法典第 3 条第 3 号は、「処理」（Behandeln）を、計量、詰替え、包装、冷凍、貯蔵、輸送等と定義している。 *ibid.*

(14) 規則（EC）No.178/2002 第 3 条第 8 号は、「流通」（placing on the market）（Inverkehrbringen）を、食料及び飼料の売却目的での保有並びに売却、販売及びその他の形式の譲渡と定義する。REGULATION (EC) No 178/2002, *op.cit.*(6), p.7.

政補助者⁽¹⁵⁾として行動する。その他の点については、民間の補助組織の構成員の法的関係は、当該構成員が所属する組織の規定に従う。

第2節 供給危機において基本供給を確保するための規則

第4条 基本供給を確保するための法規命令の発布に関する授權

- (1) 供給危機において基本供給を確保するために必要がある限りにおいて、連邦省は、法規命令により、次に掲げる事項に関する規則を発布することができる⁽¹⁶⁾。
 1. 製品の製造、処理及び流通
 2. 製品の入手、収集、分配及び支給並びに入手、収集、分配及び支給の制限又は禁止
 3. 製品の価格、原価査定、売買差益、加工及び仕上げの差益並びに支払及び納入の条件の決定
 4. 次に掲げる物品の利用
 - a) 製品の製造、処理又は流通のための機械及び装置
 - b) 当該機械及び装置の燃料
 - c) 当該機械及び装置の駆動のための非常用電源装置
 - d) 製品の製造、処理又は流通のための他の生産手段
 5. 製品の確保⁽¹⁷⁾
 6. 食品事業者又は食品事業者の個々の事業所の維持、転換、開業又は閉鎖
 7. 食品事業者による製品の備蓄
 8. 第1号から第4号まで、第6号及び第7号にいう経済活動に関する会計、証明及び報告の義務
- (2) 第1項第1号に規定する法規命令は、食料を高権的監督の下で製造し又は処理することを定めることもできる。第1項第2号に規定する法規命令は、特に、食料を官庁により又は高権的監督の下で支給することを定めることができる。
- (3) 第1項第1号、第2号、第4号、第6号及び第7号に規定する連邦省の法規命令は、大気、水若しくは土壤の汚染又は電離放射線による影響からの住民の保護に関わる場合に限り、連邦環境自然保護建設原子力安全省⁽¹⁸⁾との合意⁽¹⁹⁾を必要とする。第1文は、第5項第1文に

(15) 国家が自己の引き受ける国家行政任務に係る機能の一部又は全部を、単なる公共的任務として私人に引き受けさせる行為は、機能私化 (funktionale Privatisierung) と呼ばれ、当該機能を引き受ける私人は、行政補助者 (Verwaltungshelfer) と呼ばれる。私人は、この場合において国家行政任務は引き受けてはいないため、各種の憲法原理 (基本権尊重の原理、法治国原理、民主主義原理等) の直接の拘束は受けず、当該任務を処理する。薄井一成「行政組織法の基礎概念」『一橋法学』9巻3号, 2010.10, p.870.

(16) 第4条に基づく法規命令の発布に先立ち、連邦政府による供給危機の認定が行われるため、新たな閣議決定は不要と考えられる。Deutscher Bundestag, *op.cit.*(1), S. 23.

(17) 第4条第1項第5号は、供給危機に対処するために製品の確保が許されることを明確にする規定である。基本法第14条第3項により、公用取用に対する補償は必須とされており、この法律の第16条において規定される。*ibid.*

(18) 連邦環境自然保護建設原子力安全省 (Bundesministerium für Umwelt, Naturschutz, Bau und Reaktorsicherheit) は、2018年4月から所掌事務が改変され、連邦環境自然保護原子力安全省 (Bundesministerium für Umwelt, Naturschutz und nukleare Sicherheit: BMU) となった。„Das Ministerium: Aufgaben und Struktur.“ BMU website <<https://www.bmu.de/ministerium/aufgaben-und-struktur/>>

(19) 「合意」(Einvernehmen) とは、立法機関又は行政官庁が、何らかの措置をとる前に、他の機関と提携して「相互了承」(Einverständnis) を得ることである。„Einvernehmen: Benehmen.“ Bundeszentrale für politische Bildung website <<http://www.bpb.de/nachschlagen/lexika/recht-a-z/22078/einvernehmen>>

規定する法規命令には適用しない。

- (4) 第1項に規定する連邦省の法規命令は、別に定めがない限り、連邦参議院の同意を必要とする⁽²⁰⁾。
- (5) 第1項に規定する法規命令の有効期間が6か月を超えない場合、連邦参議院の同意を必要としない⁽²¹⁾。ただし、当該法規命令の有効期間を6か月を超えて延長する場合には、連邦参議院の同意が必要である。

第5条 個別的指示

この法律が、第3条第1項第1文の規定により、州によって[州]固有の事務として実施される限りにおいて、基本供給の確保のため緊急の必要があるときには、連邦政府は、例外的な場合として、第4条第1項に基づく法規命令の実施に関し、個別的指示を与えることができる。

第6条 基本供給を暫定的に確保するための命令権

- (1) 第4条第1項に規定する法規命令が発布されるまでは、所管官庁は、基本供給を暫定的に確保するために直接必要とされる措置を講ずることができる。特に、所管官庁は、次に掲げる措置のいずれかを講ずることができる。
1. 製品の製造、加工、及び流通に関する命令を発すること。
 2. 製品の入手、収集、貯蔵、輸送、分配又は支給を命じ、禁じ、制限し又は高権的監督の下に置くこと。
 3. 次に掲げる物品の利用を規制すること。
 - a) 製品の製造、処理又は流通のための機械及び装置
 - b) 当該機械及び装置の燃料
 - c) 当該機械及び装置の駆動のための非常用電源装置
 - d) 製品の製造、処理又は流通のための他の生産手段
 4. 産品を確保すること。
 5. 食品事業者又は食品事業者の個々の事業所の一時的な維持、転換、開業又は閉鎖を命ずること。
 6. 住民への食料の高権的分配に関する措置を講ずること。
- (2) 所管官庁は、種々の適切な措置のうち、個人及び公衆への侵害が最も少ないと見込まれる措置を講じなければならない。措置は、措置が得ようとした成果とは明らかに比例しない不利益をもたらしてはならない⁽²²⁾。
- (3) 第1項の規定により講じられた措置は、第4条第1項の規定により、どのような要件の下で同様の措置を講じなければならないか又は講じることができるかを規制する法規命令が発布されたときは、直ちに、所管官庁によって廃止されなければならない。

(20) 基本法第80条第2項により、この法律に基づく法規命令は、原則として連邦参議院の承認を必要とする。
Deutscher Bundestag, *op.cit.*(1), S. 24.

(21) 緊急の必要がある場合は、最長6か月の有効期間に限り、連邦参議院の同意なしに法規命令を発布することが可能である。*ibid.*

(22) 第1項に基づく措置に関し、一般的な要件として比例原則を規定する。*ibid.*, S25.

第7条 異議審査請求及び取消訴訟に関する執行停止の効力の否定

第6条の規定により発布された行政行為⁽²³⁾又は第4条に規定する法規命令に基づく行政行為に対する異議審査請求及び取消訴訟⁽²⁴⁾は、執行停止の効力を有しない。

第8条 援助サービス

- (1) 供給危機における基本供給の確保に必要な限りにおいて、所管官庁は、次の各号に掲げる請求を、当該各号に定める条件の下、行うことができる。
 1. 交通サービス法⁽²⁵⁾第7条の規定⁽²⁶⁾により、連邦庁を通じて連邦貨物輸送庁に対し交通サービスを請求すること。
 2. 交通確保法⁽²⁷⁾を根拠に発布される法規命令と関連する同法第10条から第14条までの規定⁽²⁸⁾によりサービスを請求すること。
 3. 連邦給付法⁽²⁹⁾第2条の規定⁽³⁰⁾により、所管官庁が同法第5条第1項に規定する法規命令において請求官庁⁽³¹⁾に指定されている限りにおいて、サービスを請求すること。
- (2) 連邦政府が連邦庁を通じて製品の備蓄に関する措置を講じる限りにおいて、州最高官庁は、連邦庁に対し、製品の納入を請求することができる。連邦庁は、処分可能な備蓄の範囲内において、義務に適った裁量⁽³²⁾により、備蓄の分配を決定する。連邦庁は、備蓄の分配のため

(23) 我が国において、「行政行為」とはあくまで学問上の概念であるとされている（南博方『行政法 第5版』有斐閣，2004，pp.66-67.）が、本稿においては行政手続法（Verwaltungsverfahrensgesetz（BGBl. I 2003 S. 102））第35条における“Verwaltungsakt”の訳語を「行政行為」とする例に倣った（人見剛「第一章 これまでの行政行為概念の展開」兼子仁編著『西ドイツの行政行為論』成文堂，1987，pp.5-8.）。

(24) 「異議審査請求」（Widerspruch）及び「取消訴訟」（Anfechtungsklage）は、それぞれ行政裁判所法（Verwaltungsgerichtsordnung（BGBl. I 1991 S. 686））第69条及び第42条に規定されており、日本の行政訴訟制度と比較した場合、前者“Widerspruch”は行政不服審査法（平成26年法律第68号）に規定する審査請求に、後者“Anfechtungsklage”は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に規定する取消訴訟に該当すると考えられる。訳語については以下を参照。南博方訳『ドイツ連邦共和国行政裁判所法』（法務資料 379号）法務大臣官房司法法制調査統計課，1961.

(25) Gesetz zur Sicherung von Verkehrsleistungen（Verkehrsleistungsgesetz）vom 23. Juli 2004（BGBl. I S. 1865）. <<http://www.gesetze-im-internet.de/verklg/BJNR186500004.html>>

(26) 交通サービス法第7条は、請求権を有する官庁（Anforderungsberechtigte Behörde）、調整官庁（koordinierende Behörde）、所管官庁（zuständige Behörde）及びサービス受給者（Leistungsempfänger）のそれぞれについて、その権限等及び該当機関を規定している。

(27) Gesetz zur Sicherstellung des Verkehrs（Verkehrssicherstellungsgesetz）in der Fassung der Bekanntmachung vom 8. Oktober 1968（BGBl. I S. 1082）. <<http://www.gesetze-im-internet.de/verksig/BJNR009270965.html>>

(28) 交通確保法第10条から第14条までは、鉄道の義務（第10条）、連邦鉄道及び航空管制に関する特別履行義務並びに連邦高速道路区域に対する特別措置（第10a条）、鉄道インフラの提供（第10b条）、施設運営者（Baulastträger）の義務（第11条）、運送会社（Verkehrsunternehmen）のサービス延長義務（第12条）、監護義務（Verwahrungspflichten）（第13条）、通行許可、場所及び経路の変更（第14条）を規定する。

(29) Bundesleistungsgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 27. September 1961（BGBl. I S. 1769）. <<http://www.gesetze-im-internet.de/blg/BJNR008150956.html>> 連邦又は州の存立に対する緊急の危機の回避や国防等のために、連邦には諸種のサービスを請求できる権利が与えられ、動産の引渡しや工場労役等を官庁が強制的に課することができることを定めた法律。以下も参照。渡辺富久子「ドイツの非常事態法制—連邦と州による防災のための協力的体制—」『外国の立法』No.251，2012.3，p.173. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3487061_po_02510006.pdf?contentNo=1>

(30) 連邦給付法第2条は、土地施設設備等の使用や労役等、請求できるサービスを列挙する。

(31) 連邦給付法第5条第1項により、連邦給付法に基づき連邦が請求できる諸種のサービスを請求することのできる官庁は連邦政府の法規命令により指定されると規定され、指定された官庁は「請求官庁」（Anforderungsbehörde）という。

(32) 「義務に適った裁量」（pflichtgemäße Ermessen）に関しては、「裁量は授権に基づくものであるということから、自由裁量という概念は今日においてはできる限り忌避されており、その代わりに、義務に適った裁量又は法的に拘束される裁量」が用いられる。トーマス・グロース（小舟賢訳，神橋一彦監訳）「報告3 欧州的文脈におけるドイツの裁量論（日本におけるドイツ年記念一日独行政法シンポジウム 行政裁量とその裁判的統制（2）」『判例時報』1933号，2006.8.21，pp.3-10.

に、第1項に規定する援助サービスを請求することができる。

第9条 官庁間のデータ転送

供給危機において、連邦及び州の全ての官庁は、この法律に規定する所管官庁に対し、その請求に応じて、食品事業者、当該事業者が製造し又は加工した産品、当該事業者で雇用されている労働者数並びに当該事業者が有する既存の生産手段の種類及び規模に関する、基本供給を確保するために必要なデータを転送する。食品事業者のデータには、その事業者名、住所及び連絡先を含む。

第10条 法規命令及び措置の廃止

供給危機が終結したときには、第4条第1項により発布される法規命令の規定により講じられた全ての措置又は第6条第1項の規定により講じられた全ての措置は、遅滞なく廃止されなければならない。

第3節 供給危機に対する準備措置

第11条 供給危機に対する準備のための法規命令の発布に関する授權

- (1) 供給危機に対する準備のために必要がある限りにおいて、連邦省は、第4条第1項に規定する法規命令の準備のためにも、連邦参議院の同意を要する法規命令により、食品事業者の報告及び情報提供の義務に関する規則を発布することができる。
- (2) 供給危機に対する準備のために必要がある限りにおいて、連邦政府は、連邦参議院の同意を要する法規命令により、次に掲げる事項に関する規則を発布することができる。

1. 食品事業者による備蓄
2. 食品事業者を通じた産品の統制された支給の確保に関する措置
3. 次に掲げる物品の保管及び利用
 - a) 産品の製造、処理又は流通のための機械及び装置
 - b) 当該機械及び装置の燃料
 - c) 当該機械及び装置の駆動のための非常用電源装置
 - d) 産品の製造、処理又は流通のための他の生産手段

第1文第2号に基づく法規命令では、各消費者への産品の支給限度量についても定めることができる。必要な場合は、第1文第1号に規定する法規命令による食品事業者の不当な負担を除外するために、当該食品事業者に、備蓄の費用のため、補助金、信用貸付け [Kredit]、担保 [Bürgschaft] 又はその他政府保証 [Gewährleistung] が与えられることが、当該法規命令においてあらかじめ定められなければならない。

- (3) 連邦政府は、連邦参議院の同意を要しない法規命令により、第2項に規定する法規命令の発布に関する権限を、連邦省に委任することができる。

第12条 執行の事前措置、連邦と州との間の連携

- (1) 連邦及び州の所管官庁は、供給危機において、この法律及びこの法律に基づいて発布される法規命令の確実な実施を可能にするため、組織的、人的及び物的な事前措置を講ずる。
- (2) 連邦及び州は、供給危機における連携の詳細、特に、相互の報告及び調整のための機関及び手続について、そのような連携が電離放射線の有害作用からの防護に関する法令又は行政規則によって規制されない限り、行政協定で定める。

第13条 官庁間のデータ転送

- (1) 第12条第1項にいう事前措置の実施に必要である限りにおいて、所管官庁に対し、その請求に応じて、次の各号に掲げるいずれかの法規の規定により、収集され、処理されたデータを転送しなければならない。
1. 食品・日用品・飼料法典
 2. 動物衛生法⁽³³⁾
 3. 市場規制商品の届出に関する法律⁽³⁴⁾
 4. 統合行政監督システムデータ法⁽³⁵⁾
 5. 前各号に掲げるいずれかの法律に基づき発布される法規命令
- 転送は、第3項に規定する法規命令に定められる詳細な規定に従い、各所管官庁が行う。
- (2) 所管官庁は、第1項の規定により当該官庁に転送されたデータを、同項に定める目的のみ利用してもよい。
- (3) 連邦省は、連邦参議院の同意を要する法規命令により、次の各号に掲げる事項を定めることを授権される。
1. 第1項の規定により転送を請求することができるデータ
 2. 第1項に規定するデータの転送の時期、方法、形式及び内容についての詳細

第14条 自己防衛

- (1) 連邦及び州は、供給危機の結果に対する住民の自己防衛を強化するための措置をとる。
- (2) 連邦及び州は、住民に対し、自己防衛強化のための私的な準備措置について周知する。

第4節 法律の実施

第15条 食品事業者の情報提供義務、監督権限

- (1) 食品事業者は、基本供給を確保するために又は供給危機に対する準備のために必要がある限りにおいて、所管官庁の要求に応じて、情報提供（特に当該事業者の在庫データ及び生産データ）を行わなければならない。
- (2) 所管官庁から情報収集を委託された者は、第1項の規定の範囲内において、次の各号に掲げる権限を常に有する。
 1. 情報提供義務がある者の営業所及び事務所並びにその敷地に立ち入ること。
 2. その場所で検査及び視察を行うこと。
 3. 食品事業者の業務文書を閲覧すること。
- (3) 食品事業者は、情報収集を委託された者を援助し、業務文書を提示しなければならない。

(33) Gesetz zur Vorbeugung vor und Bekämpfung von Tierseuchen (Tiergesundheitsgesetz - TierGesG) in der Fassung der Bekanntmachung vom 21. November 2018 (BGBl. I S. 1938). <<https://www.gesetze-im-internet.de/tiergesg/BJNR132400013.html>>

(34) Gesetz über Meldungen über Marktordnungswaren in der Fassung der Bekanntmachung vom 26. November 2008 (BGBl. I S. 2260). <<https://www.gesetze-im-internet.de/marktonog/BJNR016080976.html>>

(35) Gesetz über die Verarbeitung und Nutzung von Daten im Rahmen des Integrierten Verwaltungs- und Kontrollsystems nach den unionsrechtlichen Vorschriften für Agrarzahllungen (InVeKoS-Daten-Gesetz) vom 2. Dezember 2014 (BGBl. I S. 1928, 1931). <http://www.gesetze-im-internet.de/invekosdg_2015/BJNR193100014.html>

- (4) 情報提供義務がある者は、その回答によって自身又は民事訴訟法⁽³⁶⁾第 383 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに該当する親族等⁽³⁷⁾のいずれかが刑事訴追又は秩序違反法⁽³⁸⁾に規定する手続の対象となるおそれがある質問について、情報提供を拒否することができる。
- (5) 所管官庁は、第 1 項から第 3 項までの規定により得られた知見及び文書を、第 1 項に定める目的にのみ利用してもよい。

第 16 条 補償、法規命令の発布に関する授権

- (1) この法律の規定により発布される法規命令又はこの法律若しくはこの法律の規定により発布される法規命令に基づく措置が、公用収用となる場合には、補償は金銭で行われなければならない。
- (2) 補償は、商取引における同等の給付の通常対価に基づき算定される。同等の給付がない又は通常対価が算定できない場合、補償は、公共の利益及び関係者の利益を正当に衡量して算定されなければならない。
- (3) 補償については、第 1 項にいう法規命令又は措置による受益者がこれを行う義務を負う。
- (4) 受益者から補償を得ることができない場合又は受益者が存在しない場合であって、公用収用がこの法律に基づいて発布される法規命令又は連邦官庁の措置によって行われたとき、連邦が補償する。その他の場合においては、措置を行った官庁の属する州が補償する。連邦又は州が補償を受ける権利を有する者を満足させた限りにおいて、受益者に対する請求権は連邦又は州に移転する。移転は、補償を受ける権利を有する者の不利益となるように主張することはできない。
- (5) 公用収用がこの法律の規定により発布される法規命令又は連邦官庁の措置によって行われた場合、連邦官庁が補償額を決定する。その他の場合には、補償は措置を命じた官庁が決定する。
- (6) 連邦政府は、連邦参議院の同意を要する法規命令により、連邦給付法第 34 条、第 50 条から第 63 条まで及び第 65 条の原則に従って、補償請求権の消滅時効、補償の決定手続及び裁判所の管轄権及び手続に関する規定を発布する権限を有する。その際、[連邦給付法の] 請求官庁は、第 4 項にいう官庁とする。

第 17 条 財産上の不利益における被害補償、法規命令の発布に関する授権

- (1) この法律の規定により発布される法規命令又は当該法規命令に基づく措置によって、対象者が、第 16 条の規定により補償されることのない財産上の不利益を被る場合には、当該対象者の経済的存立が不可避の損害によって危機にさらされ、若しくは破綻させられており、又は同様の不当な被害の回避若しくは清算のための補償を確保する必要がある限りにおいて、補償は金銭で支払われなければならない。

(36) Zivilprozessordnung in der Fassung der Bekanntmachung vom 5. Dezember 2005 (BGBl. I S. 3202; 2006 I S. 431; 2007 I S. 1781). <<https://www.gesetze-im-internet.de/zpo/BJNR005330950.html>>

(37) 民事訴訟法第 383 条は「人的理由に基づく証言拒絶」を規定し、第 1 項で証言を拒むことができる者を列挙している。第 1 号は婚約者、第 2 号は配偶者及び元配偶者、第 2a 号は生活パートナー及び元生活パートナー、第 3 号は直系血族、直系姻族、傍系三親等以内の血族、傍系二親等以内の姻族及びこれらの関係にあった者を規定する。民事訴訟法の翻訳については、『ドイツ民事訴訟法典—2011 年 12 月 22 日現在—』（法務資料 462 号）法務省大臣官房司法法制部司法法制課、2012 を参照。

(38) Gesetz über Ordnungswidrigkeiten (OWiG) in der Fassung der Bekanntmachung vom 19. Februar 1987 (BGBl. I S. 602). <https://www.gesetze-im-internet.de/owig_1968/> 同法は、秩序違反行為（Ordnungswidrigkeit. 法律が過料に処することを定める構成要件を実現する違法かつ有責な行為（同法第 1 条））について、過料（Geldbuße）の額や手続を規定している。秩序違反は、明示的に過失行為が過料に処されない限り、故意による行為のみが処罰の対象たり得る（同法第 10 条）。

- (2) この法律の規定により発布される法規命令又は連邦庁の措置によって財産上の不利益を被る場合には、連邦が補償を行う義務を負う。その他の場合においては、措置を命じた官庁の属する州によって補償が行われなければならない。
- (3) 第 16 条第 5 項及び第 6 項の規定を準用する。

第 18 条 送達

行政官庁の送達は、基本供給を確保するために必要がある限りにおいて、書面、電子的方法、口頭若しくは電話による通知、新聞報道、ラジオ放送及びテレビ放送での公共の告知又はその地方特有の他の方法によって実施することができる。このような場合には、当該送達は、その公表の翌日以降に効力を生じる。

第 5 節 罰則及び過料規定

第 19 条 過料規定

- (1) 次に掲げる行為のいずれかを故意又は過失により行う者は、秩序違反⁽³⁹⁾とする。
1. 次の条文に規定する法規命令のいずれか
 - a) 第 4 条第 1 項第 1 号から第 6 号まで若しくは第 7 号
 - b) 第 4 条第 1 項第 8 号
 - c) 第 11 条第 2 項第 1 文又は当該法規命令のいずれかに基づく執行命令に違反すること。ただし、当該法規命令が、特定の構成要件に関して、この過料規定を参照している場合に限る。
 2. 第 6 条第 1 項第 1 文に規定する執行命令に違反すること。
 3. 第 15 条第 1 項の規定に違反して、情報提供を行わず、正しく行わず、十分に行わず又は適時に行わないこと。
 4. 第 15 条第 3 項の規定に違反して、委託された者を援助しないこと。
- (2) 当該秩序違反行為につき、第 1 項第 1 号 a 及び第 2 号に違反する場合は 10 万ユーロ⁽⁴⁰⁾以下の過料、第 1 項第 1 号 c に違反する場合は 5 万ユーロ以下の過料、その他の規定に違反する場合は 2 万ユーロ以下の過料に処することができる。

第 20 条 罰則

第 19 条第 1 項第 1 号 a 又は第 2 号に規定する行為のいずれかを故意に行い、かつ、次のいずれかに該当する者は、2 年以下の自由刑又は罰金に処する。

1. 当該行為により、基本供給を著しく脅かす者
2. 当該行為に際して、産品供給における著しい不足状況を、過大な財産上の利益を得るために利用する者

(いずみ まきこ)

(39) 同上

(40) 1 ユーロは、約 119.9 円（令和 2 年 4 月分報告省令レート）である。